

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院と地方独立行政法人青森県産業技術センターとの連携・協力に関する協定

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院（以下「甲」という。）と地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「乙」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の両機関が行う研究活動全般における連携及び協力を推進し、青森県産業の振興に貢献するとともに、水産・海洋を中心とする産業界、地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）研究交流に関すること。
- （2）人材交流に関すること。
- （3）研究施設の相互利用に関すること。
- （4）その他甲及び乙が必要と認めること。

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携・協力の実施に当たり、詳細な取り決めが必要となる場合は、甲及び乙が協議の上、覚書により合意するものとする。

（知的財産の取扱）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の実施により生じた知的財産権等については、その帰属や保全、維持並びに活用に関し、双方協議の上決めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の実施に当たり、守秘義務のある資料及び情報等の取扱については、個別の案件ごとに約定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の6か月前までに甲乙何れからも申し出がない場合は、本協定は5年間更新されるものとし、以後も同様の取扱いとする。

（協定の解釈）

第7条 本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管する。

平成27年11月4日

（甲）北海道函館市港町3丁目1番1号
国立大学法人北海道大学
大学院水産科学研究院 研究院長




（乙）青森県黒石市田中82番地9
地方独立行政法人
青森県産業技術センター 理事長


